

血縁関係のない「父子」を、法律上の親子と認めた最高裁決定。性同一性障害の人々の思いをくんだ判断に歓迎の声が上がる一方、従来の見解を否定された法務省からは「行き過ぎだ」と批判も。浮き彫りになったのは、生殖補助医療の技術が進む中でたなざらしになった、法整備の議論だ。▼1面参照



長男の「父」欄が空白にされた戸籍（画像の一部を修整しています）＝田村剛撮影

民法772条は、結婚した妻が身ごもった時、その子は夫の子（嫡出子）だと推定すると定めている。夫の知らないうちに妻が別の男性の子を身ごもった場合など血縁上のつながりがなければ、法律上の親子となり得る。子の利益のために、父を早期に決めて親子関係を安定させるためだ。最高裁判例は、夫が遠隔地に居住している場合など、明らかに夫と妻との接触がない事例では、その推定はされないとしている。

嫡出推定

家族の新形態 追認

最高裁決定「行き過ぎ」「画期的だ」

「進まぬ法整備を置き去りにして、先に司法がルールをつくってしまった」血縁のない「父子」を法律上の親子と認めた最高裁の決定に、法務省幹部は驚きを隠さない。

「性同一性障害特例法」では、性別が変更できる条件として、「生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」と定めている。

つまり、性別の変更後、生物学的に子どもができることは想定されていない。

性同一性障害特例法4条1項 性別の取り扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす

2003年	2004年	2008年
4月 厚労省の厚生科学審議会が「精子・卵子・受精卵の提供は認める。代理出産は禁止」との報告書をまとめる。しかし、立法化には至らず	7月 法務省の法制審議会が「卵子提供者ではなく産んだ人が母、医療行為に同意した夫が父」「第三者の精子を使う人工授精（AID）で生まれた子は、精子提供者ではなく、AIDに同意した夫を父とする」との要綱中間試案を発表。しかし、立法化には至らず	4月 日本学術会議が「生殖補助医療の法整備が必要」とする報告書をまとめる。しかし、立法化には至らず

生殖補助医療と性同一性障害をめぐる経緯

性別を変更した人が子をつくることは絶対にできないという前提がある。法務省も今回の裁判を起したような夫婦の子については嫡出子と認めてこなかった。そもそも、妻が身ごもった子の父を夫と推定する民法772条の規定は、明治時代にできたものだ。第三者の精子を使う人工授精（AID）は当然想定されていなかった。法務省が嫡出子と認めてこなかったのも、そうした歴史的背景を

今回の最高裁決定の背景には、法整備が進まぬ中、事実先行型で生殖補助医療が広がっている現実がある。AIDによって、国内で初めて子どもが生まれたの

進む医療遅れる法整備

踏まえた対応だった。民法772条の規定を形式的に適用すれば、AIDの子も嫡出子となることは法務省幹部も認める。ただ、幹部は言う。「民法が想定している親子関係は、男女の性交渉によって子が生まれることが前提。形式的な当てはめにあって、AIDによって生まれた子を嫡出子と扱うのは行き過ぎだ」

学大学院保健学研究科教授（生殖医学）は「子どもを望む性同一性障害の夫婦にとって前向きな内容で、画期的だ」と最高裁決定を高く評価した。生まれながらの男女がAIDで子をもった場合、夫と子に血縁がないことは外見上はわからないため、戸籍では嫡出子として扱われてきた。中塚教授は「その場合と今回の裁判のようなかケースの不等も解消される」と歓迎した。

は1949年のことだ。以来、約1万5千人が誕生したと推定されている。精子提供だけでなく、卵子提供、受精卵提供、代理出産でも子どもは誕生し、民法が想定していない家族関係が次々と生まれている。国もこうした事態を放置すべきではないと、法整備を模索。2003年に厚生労働省の審議会が生殖医療のルールに関する報告書をまとめた。法務省も家族関係のあり方を検討し、AIDにより出産した妻の子は、夫を子の父とするという中間試案をまとめ、両省は国会議員に法制化への理

解と協力を求めた。しかし、国会議員の関心は薄く、この10年間、たなざらしになってきた。その間にも、米国で代理出産を依頼したタレントの向井亜紀さん夫妻の親子関係をめぐり訴訟や、代理出産によりインドで生まれた子どもの帰国をめぐるトラブルなど、様々な問題が発生した。07年に向井さん夫妻と子どもの親子関係を認めないとの判決を出した最高裁は「立法による速やかな対応が強く望まれる」と異例の注文をつけていた。自民党も今年10月、プロ

ジェクトチームを立ち上げ、来年の通常国会での法案提出を目指している。だが、伝統的な家族のあり方を主張する保守系議員から法制化への反対が予想され、先行きは不透明だ。日本産科婦人科学会前理事長の吉村泰典慶応大教授は今回の最高裁決定を「画期的だ」と評価する。「AIDで生まれた子どもと親の関係を否定されたら、1万5千人の子どもの嫡出子でなくなってしまう可能性もある。国は一刻も早く法整備を進めるべきだ」と話す。

性同一性障害の当事者が第三者の精子提供でもうけたAID子の扱いをめぐっては、他にも同様の裁判が起されている。今回の最高裁決定を受け、いずれの裁判も、女性から性別変更した男性を子の父と認める方向に落ち着きそうだ。今回の裁判で勝訴した兵庫県栗原市の男性は、AIDで妻が産んだ次男（1）について、親子関係の確認を求める訴訟を起こしている。大阪家裁は今年9月、「男性との性的交渉で妻が次男を産んだのではないのは明らかだ」として、請求を棄却。男性は大阪高裁に控訴中だ。中部地方の家裁で今年2

同様の裁判にも影響 月、性同一性障害で女性から男性に性別を変えた30代の夫とその妻がAIDで妻が産んだ男児を、嫡出子として戸籍に記載するよう求める裁判を申し立てた。このケースでは自治体がいったん出生届を嫡出子として受理。「父」の欄に夫の名が記載された戸籍が作成された。ところが2年9カ月後にこの自治体が「夫には生殖能力がない」として「父」の欄を空白に訂正し子どもは非嫡出子とされた。下級審の判断は、最高裁が示した結論に拘束される。同様の論点が争われた裁判では今後、今回の決定を踏まえた結論が示されることになる。

2013年(平成25年) 12月12日 木曜日